

後援会による課外活動に対する補助制度(2026年度)

| 項目 | 支給額 |
|--|---------------------|
| 1. 全国レベルの大会出場に対する顕彰 | |
| 1) 全国レベルの大会に出場した場合 2) その他、大会、コンテストのレベル等を勘案し、審査会が顕彰に値すると判断した場合 ※ 個人成績に対する顕彰は、本制度の対象外。原則、学生表彰の推薦対象となります。 | 10万円/回 (最大1回/年) |
| 2. 全国レベルの大会出場への補助 | |
| 1) 学生団体および個人が連盟等が主催する全国レベルの大会に出場する場合の交通費ならびに宿泊費 (大会登録人数分で学割料金、1泊12,000円/人、上限合計50万円まで) | 適宜 |
| 3. 学生団体が活動を行う上で欠くことのできない特殊な経費の一部の補助 | |
| 1) 活動のための保険料の補助 ※ 保険内容の書類を必ず添付 ●対象となる保険 スポーツ安全保険 ※ 上記以外の保険については加入前に学生支援課へ必ず確認すること。(対象外の場合もある) 事前の確認がない場合には補助対象外とする。 ●補助上限額 1団体当たり年間30万円 ●備考 本制度の補助対象となる保険の種類は以下の通り。 対人、救援費用等人身保護に係る保険：対象 対物(学外者の財物に与えた損害の賠償保険)：対象 自己の所持品(私物)、団体所有備品等の損害補償や修繕費用に係る保険：対象外 | 総額の6割/回 上限30万円/年 |
| 2) 団体あるいは個人登録料の補助 ※ 連盟の書類を必ず添付 ※ 学会登録費は対象外 | 総額の4割/回 |
| 3) 団体あるいは個人の大会参加費の補助 [上限年間30万円] (予め申請してある2つの大会) ※連盟の書類を必ず添付 ※個人の昇段・資格審査料等は対象外 | |
| 4) 学内に有していない特殊な施設を使用した通常の練習時の会場使用料の補助 [上限年間30万円] (プールなどの特殊な施設且つ法人格が発行する領収書) ※学外集会届等を必ず事前提出 | |
| 5) 上記2. に対する新聞会の取材に係わる交通費ならびに宿泊費(2名まで) | 適宜 |
| 4. 発表・展示会・演奏会等の会場使用費等への補助 | |
| 1) 学生団体(特に文化系団体)および各学科の研究会等が行う学術的研究成果の発表 (課外活動に限る)および作品展示などの活動 ※ 学外集会届を必ず事前提出 | 半額/回 上限30万円/年 |
| 2) 学外一般者を対象として学生団体が公演を主催する場合のホール代などの補助 ※ 学外一般の方を対象とした公演である事が分かる書類を必ず添付(例:ポスターなど) ※ 学外集会届を必ず事前提出(本学公認の団体のみで開催する場合に限る) ※ ホール代などに係る建物付帯設備費及び音響・照明などのオペレーション費用は対象外 ※ チケット販売等を行う場合は対象外 | |
| 5. 全学生向けの行事への補助 | |
| 1) 学生団体等が主催し、学生一般を対象とした、特色ある独自の企画 2) 学生団体が主催する全学的学生行事 | 上限10万円/年 |
| 6. 物品購入等への補助 | |
| 1) 削除 2) 上部団体が管理する事を前提として、複数の傘下団体で共同使用する目的の購入申請に関しては、申請の内容により認める場合がある(ピアノ、グラウンド整備用具等) 3) 削除 4) その他後援会が必要と判断した時には特別に認める場合がある | 適宜 |
| 7. その他 | |
| 1) 学生団体の統括組織である学団連、体育会、文団連、同好会連合および学科研究会連合の各本部の運営費 | 予算として 配分 |

注) 表中の学生団体とは大学に届け出のある団体です

注) 提出書類に不備等があった場合、補助対象外となることがあります

注) 後援会補助金は会計監査対象です。補助金を含め正しく会計処理しない場合、減額または補助対象外となることがあります
2026.4